

佐賀県人事委員会告示第 1 号

勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程（昭和26年佐賀県人事委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>( 手続様式 )</p> <p>第 2 条 措置の要求、代理人の選任、要求書記載事項の変更、要求の取下及び要求事案解決（消滅）等の手続に必要な書類は、次の様式により提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 代理人選任届（様式第 2 号）<u>及び委任状（様式第 3 号）</u></p> <p>(4) 措置要求書記載事項変更届（様式第 4 号）</p> <p>(5) 要求取下申出書（様式第 5 号）</p> <p>(6) 措置要求事案解決（消滅）届（様式第 6 号）</p> <p>様式第 1 号</p> <table border="1" data-bbox="230 906 1104 1070"> <tr> <td data-bbox="230 906 701 1034">略</td> <td data-bbox="701 906 1104 1034">要求者 氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1034 701 1070">略</td> <td data-bbox="701 1034 1104 1070"></td> </tr> </table> <p>(注) 1～3 略</p>	略	要求者 氏名	略		<p>( 手続様式 )</p> <p>第 2 条 措置の要求、代理人の選任、要求書記載事項の変更、要求の取下及び要求事案解決（消滅）等の手続に必要な書類は、次の様式により提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 代理人選任届（様式第 2 号）</p> <p>(4) 措置要求書記載事項変更届（様式第 3 号）</p> <p>(5) 要求取下申出書（様式第 4 号）</p> <p>(6) 措置要求事案解決（消滅）届（様式第 5 号）</p> <p>様式第 1 号</p> <table border="1" data-bbox="1155 906 2029 1070"> <tr> <td data-bbox="1155 906 1597 1034">略</td> <td data-bbox="1597 906 2029 1034">要求者 氏名 代理人 氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1034 1597 1070">略</td> <td data-bbox="1597 1034 2029 1070"></td> </tr> </table> <p>(注) 1～3 略</p> <p><u>4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>5 代理人によって措置の要求をする場合は、要求者氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。また、代理人選任届（様式第 2 号）を正本に添付すること。</u></p>	略	要求者 氏名 代理人 氏名	略	
略	要求者 氏名								
略									
略	要求者 氏名 代理人 氏名								
略									

改正前	改正後
	<u>6 措置要求書の記載事項に変更が生じたときは、措置要求書記載事項変更届（様式第3号）により、遅滞なく届け出ること。</u>

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

代理人〔 選任  
解任 〕 届

年 月 日

佐賀県人事委員会委員長 様

〔 要求者 〕  
〔 当 局 〕 氏名

年 月 日付提出の勤務条件に関する措置の要求について、下記のとおり代理人を〔 選任  
解任 〕しましたので届け出ます。

記

1 氏名

2 住所

3 職業

4 人事委員会からの代理人に対する連絡先

電話番号 (            -            -            )

F A X 番号 (            -            -            )

5 委任する事項(代理権の範囲)

措置の要求に関する一切の権限(措置の要求を取り下げる権限を含む。)

(注) 1 代理人が職員の場合は、職業欄には職名及び所属部局を記載すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 措置の要求を取り下げる権限を委任しない場合には、(措置の要求を取り下げる権限を含む。)の文言を抹消すること。

4 不要な文言は抹消すること。

様式第3号を削る。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号</p> <p>略</p> <p>年 月 日付提出の勤務条件に関する措置要求書の記載事項に変更を生じたので、下記のとおりお届けします。</p> <p>略</p>	<p>様式第3号</p> <p>略</p> <p>年 月 日付提出の勤務条件に関する措置要求書の記載事項に変更を生じたので、下記のとおり届け出ます。</p> <p>略</p> <p>(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 代理人によって届出をする場合は、要求者氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>
<p>様式第5号</p> <p>略</p> <p>(注) 一部取り下げの場合は、その取り下げる部分を明確に記載すること。</p>	<p>様式第4号</p> <p>略</p> <p>(注) 1 一部取り下げの場合は、その取り下げる部分を明確に記載すること。</p> <p>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>3 措置の要求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取り下げる場合は、要求者氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>
<p>様式第6号</p> <p>略</p>	<p>様式第5号</p> <p>略</p> <p>(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 代理人によって届出をする場合は、要求者氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の前日に提起された措置の要求については、この告示による改正後の勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。